

第 56 回香川県国土利用計画審議会議事録

令和 6 年 12 月 20 日

日 時	令和6年12月20日（金） 午後1時35分～午後2時30分
場 所	香川県庁本館12階第5会議室
出席者	<p>香川県国土利用計画審議会（10名）</p> <p>委員 久保 月 (株) t a o. 代表取締役</p> <p>委員 五所野尾 恭一 香川県森林組合連合会代表理事会長</p> <p>委員 中井 精志 香川県農業協同組合中央会総合対策部次長</p> <p>委員 西成 典久 香川大学経済学部教授</p> <p>委員 野々村 敦子 香川大学創造工学部教授</p> <p>委員 花岡 通子 学校法人花岡学園理事長</p> <p>委員 古田 昇 徳島文理大学文学部教授</p> <p>委員 堀口 容子 香川県民生委員児童委員協議会連合会理事</p> <p>委員 吉岡 和子 香川県各種女性団体協議会副会長</p> <p>委員 吉田 孝一 (公社)香川県宅地建物取引業協会会長</p> <p>(事務局)</p> <p>環境森林部 部長 秋山 浩章 次長 石井 一暢</p> <p>環境政策課 課長 石川 史郎 課長補佐 廣田 章臣 主任 宮崎 祐樹</p> <p>森林・林業政策課 課長補佐 渡部 剛</p> <p>みどり保全課 副課長 松尾 直睦 課長補佐 芳重 博光</p> <p>循環型社会推進課 主幹 茂中 浩司</p> <p>農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室 室長補佐 岡田 孝史</p> <p>土木部都市計画課 課長補佐 角谷 政彦</p>
欠席者	<p>委員 谷川 俊博 香川県町村会会長</p> <p>委員 野瀬 康弘 香川県土地改良事業団体連合会常務理事</p> <p>委員 百々路 三恵子 香川県商工会議所女性会連合会監事</p> <p>委員 山下 昭史 香川県市長会会長</p> <p>委員 好井 智子 かがわ自然観察会代表</p>

第 56 回香川県国土利用計画審議会 議事概要

<p>事務局 (環境政策課)</p>	<p>それでは、第 56 回香川県国土利用計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>なお、本日の会議につきましては、環境への配慮の観点から、可能な限りペーパーレスで開催させていただきたいと考えております。そのため、お手元に配付の資料以外につきましては、モニターをご覧いただければと存じます。ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>開会に当たりまして、秋山環境森林部長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>環境森林部長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局 (環境政策課)</p>	<p>本日は、委員改選後、初めての審議会でありますことから、本来ならば、委員の皆様方のご紹介をさせていただくところですが、時間の都合上、出席者の皆様に配付させていただいております出席者名簿での紹介に代えさせていただきます。</p> <p>なお、今回の改選により、新たに委員になられた方をご紹介します。</p> <p>(新任委員及び欠席委員の紹介等)</p> <p>なお、本日ご出席いただいております委員は、15 名中 10 名で、香川県国土利用計画審議会条例第 5 条第 2 項に定められております委員の 2 分の 1 以上の出席という定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議次第 3 の議題に入らせていただきます。</p> <p>会長の選出についてお諮りいたします。香川県国土利用計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、本審議会の会長は、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>本審議会の委員・会長の経験が長く、また、香川県の土地政策に精通されております徳島文理大学教授の古田委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (環境政策課)</p>	<p>古田委員というご発言がございましたが、他にご意見はございませんでしょうか。古田委員を会長に選出するというので、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、古田委員よろしいでしょうか。</p> <p>(古田委員了承)</p>
<p>事務局 (環境政策課)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、古田委員にもご了解をいただきましたので、会長をお願いいたします。古田会長、会長席にお移りください。</p> <p>それでは、古田会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>

事務局 (環境政策課)	<p>ありがとうございました。香川県国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、審議会の会議は、会長が議長となると定められておりますので、ここからは、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、私の方で議事を運営させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。まず、事務局から傍聴希望者について報告をお願いします。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>本日の議事につきましては、当審議会の運営規程によりまして、原則公開となります。本日の審議会の会議の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者は、いないことをご報告申し上げます。</p>
会長	<p>香川県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項に基づき、本日、議事録に署名いただく委員を選出させていただきます。西成委員、お願いします。</p> <p>(西成委員了承)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、会長代理の指名に移ります。香川県国土利用計画審議会条例第4条第3項により、会長代理は、会長が指名することになっておりますので、大変恐縮ですが、私のほうから指名させていただきます。会長代理は、花岡委員をお願いします。</p> <p>(花岡委員了承)</p> <p>それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。議事の「香川県土地利用基本計画の変更等」につき、事務局から説明をお願いします。</p>
環境政策課長	<p>それでは、「香川県土地利用基本計画の変更」について説明します。資料1になります。スライド2ページ目「土地利用基本計画の概要」についてご説明させていただきます。</p> <p>土地利用基本計画は、「1 計画の性格」に記載のとおり、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、知事が定める計画で、県土を土地の利用目的によって都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域に区分し、それぞれの地域区分ごとの土地利用の原則や、重複する地域における土地利用の調整等に関する事項を定めるものであり、「2 計画の構成」のとおり、土地利用の調整等に関する事項を文章で表示した計画書と5つの地域を定めた計画図から構成され、計画書及び面積が1ha以上または幅が100m以上となる計画図の変更にあたっては、関係市町長、香川県国土利用計画審議会、国土交通大臣の意見を聴かなければならないことになっており、本日の審議会では、計画書の変更ということで、ご審議いただくものです。</p> <p>「3 計画の位置付け・役割」のとおり、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの個別規制法に基づく計画の上位計画として位置づけられており、各種土地利用の行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準として</p>

(環境政策課長)

の役割を果たす計画となっております。

続いて、スライド3ページ目「計画変更のスケジュール等について」です。

本年11月5日付けで関係市町長に意見照会を行い、全ての市町より「意見なし」との回答を得ており、また、11月11日付けで国土交通省に対し、関係省庁との事前調整を依頼し、12月5日付けで「意見なし」との回答を得ております。

今後は、本日のご審議において、ご了解がいただければ、来年1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施し、特段の意見等がなかった場合には、その後、3月に国土交通大臣への正式な意見聴取を行う予定としております。順調に進めば、年度末にはすべての手続きを終えられる見込みとなっております。

なお、スライド右下の※印にありますように、パブリックコメントの結果をふまえ、内容の変更について検討等の必要が生じた場合には、会長ともご相談の上、委員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしますが、再度、本審議会によるご審議をお願いする場合がありますので、その点ご留意いただければと思います。またその場合、国土交通大臣への正式な意見聴取や計画変更の時期は、変更となる可能性があります。

続いて、スライド4ページ目「見直しのポイント」です。

今回、香川県土地利用基本計画の変更にあたっては、その下の点をポイントとして見直し、お手元に配付させていただいた計画(素案)を作成しております。

2つのポイントですが、1点目は、令和5年7月に閣議決定されました第六次全国利用計画(全国計画)を基本とし、同計画との整合性を図ったところです。第六次全国利用計画(全国計画)の概要につきましては、後ほど、ご説明いたします。

2点目は、国土利用計画(香川県計画)と香川県土地利用基本計画を一体的に策定するものです。この理由につきましても、後ほど、ご説明いたします。

続いて、スライド5ページ目「第六次全国利用計画(全国計画)の概要」についてです。

令和5年7月に閣議決定されました第六次全国利用計画(全国計画)では、国土利用の基本方針として、「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」を目指すこととしております。

国土利用をめぐる課題として3点挙げており、1点目は、「人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退」です。具体には、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加していることや、担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加等です。

2点目は、「大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応」です。具体には、気候変動の影響により風水害の激甚化・頻発化が懸念されていることや、巨大地震や津波による広域にわたる甚大な被害が発生する可能性があること等です。

3点目は、「自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応」です。具体には、良好な自然環境の喪失・劣化・生物多様性の損失や、2050年カーボンニュートラルや30by30目標といった国際公約の実現に向けた取組みが重要としていること等です。

このような課題をふまえ、それぞれ、「地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「健全な生態

<p>(環境政策課長)</p>	<p>系の確保によりつながる国土利用・管理」を推進することとしており、具体には、低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化・最適化を図ることや、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施等が重要とされております。</p> <p>続いて、スライド6ページ目「国土利用計画(香川県計画)と一体的に策定」についてです。</p> <p>今回、香川県土地利用基本計画の変更にあたり、同計画と国土利用計画(香川県計画)の内容をひとつの計画にまとめるものですが、この理由としましては、主に国土利用計画(香川県計画)における「県土の利用に関する基本構想」と香川県土地利用基本計画における「県土利用の基本方向」等といった、両計画において内容が重複する点を解消するためや、両計画をひとつの計画とすることで、土地政策に携わる市町や関係機関等にとって分かりやすい、示しやすい計画とするため等です。</p> <p>また、この両計画の内容をひとつの計画にまとめることに伴い、国土利用計画法により、策定が任意となっている国土利用計画(香川県計画)については、形式上の廃止の事務手続を国土交通省に対して行いたいと思います。</p> <p>以上で、簡単ではございますが、諮問事項であります、香川県土地利用基本計画の変更についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしくご審議をお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>香川県土地利用基本計画(素案)について簡単に説明をお願いします。</p>
<p>環境政策課長</p>	<p>今回、第六次国土利用計画(全国計画)をもとに、香川県の特徴をふまえて、いくつかの修正をしている箇所がございます。</p> <p>例えば、素案6ページの中央になるが、全国計画では、「大都市における国際競争力の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用の推進や都市環境の改善を図る」といった記載のところ、本県の計画では、「サンポート高松地区等においては、四国における中枢拠点機能を向上させる」といった記載にしております。また、同様に9ページの中央辺りになるが、こちらも「サンポート高松地区等においては、四国における中枢拠点機能を向上させるため、まちの美化やトイレの洋式化、歩行者が安全で快適に歩けるまちなかづくりや空間づくりを推進する」としてあります。</p> <p>素案12ページの「⑤住宅地」になるが、全国計画では、「住宅ストックの質として耐震・環境性能の向上を図る」といった記載のところ、本県の計画では、「⑤住宅地」の3行目からになるが、「耐震診断・耐震改修の実施や家具の転倒防止対策による耐震化や、太陽光発電設備の設置や断熱改修による脱炭素化を図る」といった記載を加えています。</p> <p>素案13ページ「⑧公共施設等(建物及びインフラ)の用地」になるが、記載として4行目「保有総量の適正化」や、7行目「温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減を図る」といった記載にしています。</p> <p>素案14ページ「3(2)土地の有効利用・転換の適正化」の③になるが、全国計画では、「工業用地の整備を進める」といった記載のところ、本県の計画では、「民</p>

(環境政策課長)	間事業者による工業団地等の開発促進に取り組む」といった記載にしております。今回の変更にあたりまして、修正した事例ということでご紹介しました。
会長	<p>ありがとうございました。前回、平成 26 年 3 月に変更されて、今回の変更ということでリクエストさせていただきました。</p> <p>今回、主に「2 県土利用の基本方針」と「3 基本方針の実現のために必要な措置の概要」を変更したと理解してよいでしょうか。</p>
環境政策課長	はい。
会長	<p>第六次国土利用計画(全国計画)に基づいて香川県土地利用基本計画を作成することについての説明でした。国土利用計画(香川県計画)の廃止、香川県土地利用基本計画の変更という 2 つの計画の審議をお願いしたいということでの説明でしたが、ご質問等はありませんか。</p> <p>委員、いかがでしょうか。</p>
委員	今回、サンポート高松地区等について、記載を加えた背景を教えてください。
環境政策課長	現状の社会情勢の動きとして、サンポート高松地区において、開発、色々な施設が整備されていること、そのエリアの有効利用を進めていることから、今回、新たに計画に記載したところです。
委員	<p>計画(素案)に対して意見があるわけではないが、素案 9 ページにおいて、「歩行者が安全で快適に歩けるまちなかづくりや空間づくり」とあるが、サンポート高松地区に限定するものではないと思われる。中枢拠点としてエリアはより広いため、例えば、「サンポート高松地区周辺及びまちなかエリア等」がよりふさわしいと思います。</p> <p>この記載の有無により、事実等が変わるということでもないと思うが、高松の旧城下町エリアやまちなかエリアは、讃岐国としての香川県の発祥地・発端の地でもあり、国土という視点で見ると、高松のまちなかエリアは高松市としての中心地のみならず、香川県や備讃瀬戸エリアといった、より広い拠点性を持っていると認識している。県としては非常に重要なエリアではないかと考えています。</p>
環境政策課長	ありがとうございます。委員のご発言のとおり、計画に記載されているからといって、実際の事実等が限定されるものではありません。ご意見をふまえ、表現等は検討していきたいと思っております。
会長	<p>徳島文理大学が来年春から移転するので、大変ご迷惑をおかけするような学生も増える可能性があるのではないかと心配している。大学前の道路の整備や県立アーナのオープン、新しい外資系のホテル等、周辺は大きく変化するのではないかと。港との繋がりも強くなっている。香川県は島も多いなか、島々との繋がり等の観</p>

(会長)	点において、委員は何かご意見はありますでしょうか。
委員	特にありません。
会長	ありがとうございます。島々のことも県域として一体として捉えていただけるとありがたい。また、委員のご発言のとおり、高松エリアだけでなく、丸亀・坂出も大きな街であるので、県土全体を一体として捉えて進めてほしいと思います。 他に質問・ご意見はありますでしょうか。
委員	今、サンポート高松地区の話がでていますが、昨日か今日、アリーナの空撮写真を見て、大変素敵なエリアができたのではと思っています。 直接、この審議会とは関係ないかもしれないが、環境の観点において、そのエリアにアクセスする車の問題、施設の空調等から排出される排気ガス等について、計画・指針等を作り、守ってもらうことで、より素敵な場所になるのではないかと考えるのがいかがでしょうか。
環境政策課長	施設が複数オープンしていくことになるので、委員のご発言のとおり、人が流入することによる問題、あるいは空調等の問題も生じてくるのではないかと考えております。 自動車の流入については、現在、プロムナード化等、活用方法等を担当部局において検討しているので、緩和されるのではないかと思います。空調等については、各施設において、今現在、最適なものを導入しているのではないかと思いますので、直接的に県からどういう規制をしていくかということは難しいと考えています。
委員	監視ですかね。そのエリアの基準を守れているのか。
環境政策課長	守っていただいていると認識しているので、規制等も考えながら、まずは利用の面について、先程の会長のご発言のとおり、学生も増えるので、人がにぎわうような場所にしていきたいと考えています。
会長	委員の車に関するご発言は、多くの車が流入すると、排気ガスや渋滞といった問題が発生するのではないかという趣旨と思われる。 この審議会ではなく、また、他の場で全体的に考えるべき議題と思うが、地理学を専門としている立場からすると、フランスのストラスブールでは、LRT、路面電車が動いている街であり、人々をLRTにどのように誘導するのかという考えのもと、中心部にある駐車場の料金を高く設定する。そうすることで必然的に、郊外に車を止め、電車に乗るようになり、交通量を調節する。いわゆるパークアンドライド、これをどこかで考えていただければ、人が集まってくるようなときに効果があるのではないかと思います。 他に質問・ご意見はありますでしょうか。

委員	<p>坂出では土地の開発が進み、個別の開発や荒れ地も増えている。土地の所有者が活用しなければ、売却もしない。大規模な農業をしている会社もあるが、全ての土地を使っているわけでもない。ブロッコリーが盛んではあるが、その間に雑草地になっている畑、荒れ地が多くあり、その活用、整備ができないだろうかと思う。毎日朝の通勤の道ということもあり、どうにか整備されれば、街並みが良くなるのではないかと考えるが、この計画の範疇になるでしょうか。</p>
環境政策課長	<p>土地をどのように利用していくのか、全県的に、都市・農業・森林・自然環境等、どのように活用していくのか、調整していくのかという側面もあるが、それぞれの地域にどういった個別の規制があり、土地の所有者がどのように考えているのかについては、直接、今回、変更しようとする香川県土地利用基本計画において、考えていくことは難しいのではないかと考えております。</p>
委員	<p>荒れ地の問題が色々な場所で発生していると思うので、何か活用する手段はないのか、開発ばかりが良いとは思わないが、どのように土地利用をするのがよいか、香川県としてのビジョン、青写真を作って、災害が頻発しているので、香川県は住みよい街、安心して住める県というような特色を、全国にアピールし、人口も増えたらいいなと強く思うので、街並みも綺麗に整理していければ、香川県がより良くなるのではないかと考えます。</p>
環境政策課長	<p>計画(素案)の13ページ、「2(4)利用区分別の県土利用の基本方向」の「⑨低未利用土地」において、記載の考え方にて検討を進めております。</p> <p>その3段落目においては、「荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。」等の記載をしているところです。</p>
会長	<p>他に質問・ご意見はありますか。</p> <p>この審議会で作った後は、都市計画や農地転用について、各課で十分審議を行う。一定規模以上についてはこの審議会承認するという形式になっていると思う。計画、大きなガイドラインも大変大事なので、委員のご意見は、各担当部署にお伝えいただき、参考となる意見は、参考として進めるということで、よろしくお願ひしたい。</p>
環境政策課長	<p>ご意見については関係部局とも共有させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、香川県土地利用基本計画は素案のとおり変更する、また、国土利用計画(香川県計画)は形式上の事務手続を行い、廃止をするということで、異議のない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

会長	<p>ありがとうございました。それでは、そのように取り計らわせていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、その他事務局より「令和6年香川県地価調査の概要」について、ご説明をお願いします。</p>
環境政策課長	(資料2により、令和6年香川県地価調査の概要について説明)
会長	<p>ありがとうございました。他に質問・ご意見はありますでしょうか。</p> <p>委員、ご専門に近いと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>基幹的農業従事者は全国的に約100万人、つまり、日本の人口の約1%しかいない。農地の荒廃について、香川県では市街化調整区域も廃止し、農地法も緩やかとなったのはあるが、香川県では地域格差が、県の土地利用は、高松中心に偏っている一方、坂出・三豊・観音寺は脆弱であり、特に災害への対策等も考慮していると思ひますが、土地の価格自体は下落傾向に歯止めがかからない傾向にあります。</p> <p>人口減少も高齢化も、全ての業種において影響はあると思ひるので、県には対策をとっていただきたい。</p>
会長	他に質問・ご意見はありますでしょうか。
委員	サンポート高松地区は具体的にどの辺りのエリアでしょうか。
関係課 (都市計画課)	サンポート高松地区は、JR高松駅前周辺と高松港に向けてのエリアを、サンポート高松地区と称しております。
委員	先程、商店街までのエリアも含めて、高松の中心とするという話があったなか、具体的にサンポート高松地区の東西南北の境界はどこになるのでしょうか。
関係課 (都市計画課)	昔から人が居住しているところは、浜ノ町となるが、そこに至るまでのエリアをサンポート高松地区というエリア設定をしております。
委員	<p>私自身、香川をもっと面白くしたいということで事業活動をしているが、香川県という視点であるならば、サンポート高松地区というのは少し小さいと思ひます。</p> <p>県の文化財に関する会議にも出席しているが、その会議では、香川県内に点在している文化的な建造物やエリア等にどのように付加価値を見出し、香川らしい一つのコンテンツ・魅力を作っていくのかを一生懸命考えています。</p> <p>これから新しい施設ができる地域ということで、サンポート高松地区というのは、非常に分かりやすいと思ひるので、今回、計画に追記されたと思ひます。しかし、新しいことだけではなく、その土地にある価値についても活用していくことが大切だと思ひます。</p>

会長	<p>文化財の関係でいうと、高松城は水城であり、海水が堀に入っており、そこより北側は近世までは海であった。そこに高松駅ができ、かつては宇高連絡船や貨物のヤードがあり、本州と行き来していた。その広大なエリアに高松駅が再開発されて、港と一体的な再開発をして、どのように賑わいをつくっていくのかということで、サンポート高松地区という括りができたと聞いております。</p> <p>ご発言のとおり、従前の歴史的な資産と新しいものを組み合わせて、色々と進めていくのがいいかなということでしょうか。</p>
委員	<p>はい、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>他に質問・ご意見はありますか。</p> <p>それでは、他に、事務局より何かございますか。</p>
環境政策課長	<p>事務局からは、特にございません。</p>
会長	<p>本日予定していた議題については、すべて終了いたしました。この機会にご発言がございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、これで本日の議事を終了させていただきます。事務局にお返しします。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>会長様をはじめ委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。</p> <p>なお、本日の議事録につきましては、皆様にご確認いただいた後、本日の資料とともに県のホームページに公開いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>以上をもちまして、第56回香川県国土利用計画審議会を終了いたします。</p>